

「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」制定に反対する意見書

政府は第189回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の2法案を提出しました。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10法案を一括したものです。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものであり、戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかです。

政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲におしとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきました。これを、一内閣の解釈で覆すことは、立憲主義に反するものです。

今回の2法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家のあり方を根本から変えるものであり、到底認めることはできません。

よって、日本政府においては、集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ「安全保障関連法案」の徹底審議を求めるとともに、国民への十分な説明がなく、広くその合意が得られない場合は成立させないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年6月30日

広島県庄原市議会